5　主務大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかった場合において、当該指示を受けた者が第二項の規定に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6　主務大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、建築材料等製造等事業者に対し、その表示に関し報告させ、又はその職員に、建築材料等製造等事業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、当該表示をしている建築材料等若しくはその広告等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による表示に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章　建築物環境性能の認証

（建築物環境性能の認証の申請）

第六十四条の十　建築主等は、第六十四条の十三から第六十四条の十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証（以下「認証」という。）を申請することができる。

2　認証を申請しようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができる。

3　認証の申請の手続に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（認証書の交付）

第六十四条の十一　登録建築物環境性能認証機関は、認証の申請があった場合において、建築物環境性能について、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣の定める認証の基準に従って認証を行ったときは、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した認証書（次条において「建築物環境性能認証書」という。）を交付することができる。

（標章の表示等）

第六十四条の十二　建築物環境性能認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物若しくはその敷地、売買契約に係る契約書若しくはこれに添付する書類又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「建築物等」という。）にその建築物環境性能認証書に係る標章を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物等に建築物環境性能認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

第六十九条第一項中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条第二項中「又は第五十七条第二項」を「、第五十七条第二項又は第六十四条の十八第二項」に、「又は評価の業務」を「、評価の業務又は認証の業務」に改める。

第七十一条中「第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条第三項」を「第二十三条第四項若しくは第五項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」に改める。

第七十二条第一号中「第二十三条第四項、第二十六条第四項若しくは第二十八条第四項」を「第二十二条の二第九項、第二十三条第六項、第二十五条の二第九項、第二十六条第六項、第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」に改め、同条第二号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　第二十二条の二第二項若しくは第六項又は第二十五条の二第二項若しくは第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第二十二条の四又は第二十五条の四の規定に違反して提出をしなかったとき。

四　第二十二条の五又は第二十五条の五の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

四　第六十四条の十二第二項の規定に違反して、標章を付したとき。

第七十六条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第六十四条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する工事に着手した者

第九章を第十章とする。

第八章中第六十五条の前に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第六十四条の十九　第六十四条の三第二項における主務大臣は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

2　第六十四条の四第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3　第六十四条の九第一項及び第三項から第六項までにおける主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

4　第六十四条の九第一項及び第八項における主務省令は、前項に定める主務大臣の発する命令とする。

第六十七条中「この法律に」を「この法律（第六十四条の九を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。

第八章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

第八章　登録建築物環境性能認証機関

（登録）

第六十四条の十三　第六十四条の十第一項の登録（以下この章において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める認証の区分（以下この章において「認証の区分」という。）ごとに認証の業務を行おうとする者の申請により行う。

2　第三十九条第一項及び第四十条の規定は登録について、第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条までの規定は登録建築物環境性能認証機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十四条の十五第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第六十四条の十三第一項、第六十四条の十四及び第六十四条の十五
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第六十四条の十四各号
第四十三条	適合性判定員	第六十四条の十六の認証員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	認証の業務
第四十五条	判定業務規程	認証業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第六十四条の十五第一項各号